

立神峡里地公園だより

活動報告 森のようちえん”りとろ”だより

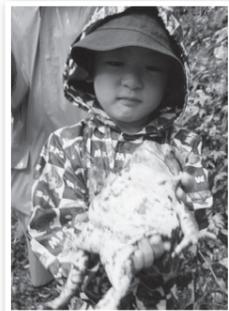
6月、田植え前の田んぼでどろんこ遊びが行われました。昔ながらの棚田で、子どもたちは元気いっぱいにどろんこになっていました。また、雨の森のおさんぽでは、カッパを着て、“雨の日だからこそ感じられる”お散歩を親子共に楽しんでいました。

普段の生活では、なかなか体験できない自然とのふれあいを通じて、これからも子供たちの心と身体をたくさん動かす活動を行っていきます。

また、木・土・日は、ふくろう館の子育て支援ルームが利用できますので、お気軽に遊びにおいでください。



▲田んぼの中でよいいドン!



▲森で発見! 大きなお友だち



▲どろんこポーズ! (常葉保育所)

里地屋敷上映会 全国100カ所同時上映会 ～国際生物多様性デー～

5月22日、里地屋敷で行なわれた「幸せの経済学」上映会へ、たくさんのご来場ありがとうございました。地産地消やローカリゼーション(地域での循環型経済)、豊かさの指標などがキーワードの映画を鑑賞し、参加者全員で感想を分かち合っ、意見交換と交流を深めました。



▲上映後の分かち合いの様子

第2回 さとやま食卓塾 ～みょうが饅頭作り～

昭和30年代頃のまだガスの無い生活をイメージした造りの里地屋敷。そこでは、薪を使う、昔ながらの懐かしい調理体験ができます。7月は“みょうが饅頭”作りです。また、かまど炊きのごはん、お煮しめ、などの昔ながらのお昼ごはんも作ります。

- ▶とき: 7月22日(金) 10時~14時まで(9時半から受付)
 - ▶ところ: 立神峡里地公園 里地屋敷集合(要予約)
 - ▶参加費: 3,000円/1名(材料費・お食事・講習料含む)
 - ▶準備物: 饅頭のお持ち帰り容器、エプロン、三角巾、タオル
- ※作ったみょうが饅頭は、お土産としてお持ち帰りいただけます。
▶詳しくは、担当: 野原まで(☎62-1543) お問い合わせください。



お申し込み・お問い合わせ先 立神峡公園管理組合 ☎62-1543



七々が近づくと、短冊に願い事を書き、笹竹に吊るすというのですが、元々は奈良時代に中国から日本に伝わり、元からあった日本の「棚機津女」の伝説と合わさって生まれたものです。

現在は7月7日が七夕ですが、これは暦が変わったため、本来の旧暦で考えれば、立秋の後にちなわれていました。そのため今の七夕では、夜空を眺めても天の川や彦星、織姫星は見づらくなってしまいますが、きれいに見えた時には願い事が叶うかもしれませんね。

里山暮らし、今暮らし、七々

七々が近づくと、短冊に願い事を書き、笹竹に吊るすというのですが、元々は奈良時代に中国から日本に伝わり、元からあった日本の「棚機津女」の伝説と合わさって生まれたものです。

現在は7月7日が七夕ですが、これは暦が変わったため、本来の旧暦で考えれば、立秋の後にちなわれていました。そのため今の七夕では、夜空を眺めても天の川や彦星、織姫星は見づらくなってしまいますが、きれいに見えた時には願い事が叶うかもしれませんね。

農業委員会だより

区分	必要な条件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円(3割)	4,000円(2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円(3割)	-

※保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する金額は、2万円から補助額を差し引いた額となります。

1. 少子高齢化時代を先取りした「積立方式」の年金です。加入者や受給者の数に左右されない、安定した制度です。
2. 国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方なら誰でも加入できます。
3. 農業の担い手として一定の要件を満たす方(青色申告者、認定農業者など)には月額で最高1万円の国庫補助があります。

6月は農業者年金現況届の提出月でした。対象受給者の方には、5月下旬に茶色の封筒で現況届の用紙が送られています。提出がない場合、11月の振り込みから年金が差し止められてしまいますので、提出がまだの方は、お早めにお持ちください。

また、誤って用紙をなくしてしまったりという方は、予備の用紙がありますので、農業委員会事務局へお申し出ください。詳しくは、お気軽に地区の農業委員、または農業委員会事務局(☎52-5861)までお問い合わせください。

4. 支払った保険料は全額、社会保険料の控除の対象となり、住民税や所得税の節税になります。(節税額は、支払った保険料の15%程度)
 5. 年金は生涯受給できます。仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金が、死亡一時金として遺族に支給されます。
- ※課税所得が150万円(税率15%)の場合の税額
- ・農業者年金に未加入
150万円×15% = 22万5千円
 - ・農業者年金に加入
(保険料月額2万円、年額24万円)
(150万円-24万円)×15% = 18万9千円
- ①-② = 3万6千円(節税額)

こんにちは、氷川町4Hクラブです!!

氷川町4Hクラブは、町内の20代の農業後継者を中心に11名で活動しており、氷川町の農業の将来を担うべく、先進地視察研修や氷川まつりへの参加、また自家の経営に役立つような活動を行っています。今年には新規クラブ員が3名加入したこともあり、より活発な活動を行っていきたくと思っています。もし、本クラブに興味のある方がいらっしゃいましたら、役場農業振興課までご連絡ください。

また、先日実施しました「そうめん販売」では、町内の皆さまにはご協力いただきありがとうございました。この売り上げの一部は東日本大震災の義援金とさせていただきます。

最後に、私たちは農業への熱い想いをもち、わいわい楽しく活動しています。これからも氷川町4Hクラブをよろしく願います。



▲氷川町4Hクラブの皆さん